

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東温市	下林地区(下林集落)	令和4年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	57.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.5ha
(備考)	

2 対象地区の課題

現状70歳以上かつ後継者未定の農地は19.1haあり、近いうちに荒廃農地となる恐れがある。 認定農業者も含め農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務である。 若い担い手の規模拡大や、集落営農組織が販売も含めた作業受託の拡大を進める。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

Aは法人化されておらず、機構を介した借受ができないため、特定農作業受託により借り受ける。
認定農業者も含め農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務であることから、今後は若い新規就農者や、定年後就農の方へ集積していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	水稻等	2.4 ha	水稻等	5 ha	下林集落
認農	B	水稻、果樹等	1 ha	水稻、果樹等	1 ha	下林集落
認農	C	水稻、麦等	7.1 ha	水稻、麦等	8 ha	下林集落
認農	D	水稻、花き等	2.4 ha	水稻、花き等	3 ha	下林集落
認農	E	水稻、野菜等	3.9 ha	水稻、野菜等	5 ha	下林集落
認農	F	水稻、果樹等	3.7 ha	水稻、果樹等	4 ha	下林集落
認農	G	水稻、野菜等	11.6 ha	水稻、野菜等	12 ha	下林集落
認就	H	水稻、野菜等	0.4 ha	水稻、野菜等	1 ha	下林集落
認農	I	水稻、野菜等	1.2 ha	水稻、野菜等	1.2 ha	下林集落
認農	J	水稻、野菜等	4.6 ha	水稻、野菜等	7 ha	下林集落
認農	K	水稻、野菜等	1.7 ha	水稻、野菜等	3 ha	下林集落
	L	水稻、花き等	0.6 ha	水稻、花き等	1 ha	下林集落
認農	M	水稻、野菜等	0.5 ha	水稻、野菜等	1 ha	下林集落
認就	N	水稻、野菜等	1.5 ha	水稻、野菜等	2 ha	下林集落
認農	O	果樹・花木	0.6 ha	野菜	0.7 ha	下林集落
認農	P	露地果樹	0.5 ha	野菜	2.3 ha	下林集落
計	16人		43.7 ha		57.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】 地区内の耕作しやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、後継者未定の農地について、中心経営体への貸借を進める。
【農地中間管理機構の活用方針】 Aは法人化されておらず、機構を介しての借受ができないため、特定農作業受託により農地を借り受ける。 中心経営体へ農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者で行うなど、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。
【基盤整備への取組方針】 当該地区は既に大部分の農地において基盤整備が図られている。
【新規・特産化作物の導入方針】 地区内には農家レストランを経営し、棚田オーナー制度に取り組んでいる農家や、イチゴの観光農園に取り組んでいる農家があり、都市住民と交流を図っている。 また、地域産の米を使ったどぶろくの販売をしている。
【鳥獣被害防止対策の取組方針】 侵入防止柵や檻の設置、農地周辺林地の下草刈り等を行い、有害鳥獣の侵入防止に努める。
【災害対策への取組方針】 豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺の水路の点検、清掃等を日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。